

# 岡山サッカーリーグ規約

## 第1章 総則

第1条 本サッカーリーグは、岡山県サッカー界の技術向上とサッカーの普及発展を目的として実施する。

第2条 本リーグは、「岡山サッカーリーグ」と称し、一般財団法人岡山県サッカー協会の公式戦として行い山陽新聞社と共に催す。

## 第2章 参加資格及び申込手続き

第3条 参加資格は、岡山県内所在の実業団、クラブチームで一般財団法人岡山県サッカー協会並びに公益財団法人日本サッカー協会第1種登録済のチームで全国社会人サッカー連盟に加盟登録し、登録費完納チームに限る。

第4条 参加希望チームで指定した期日までに参加申込の手続きをしない場合は参加を認めない。

第5条 参加チームは、登録表を提出しなければならない。その手続き及び様式は別に定める。

第6条 登録選手は、登録表に記載されて、個人登録料を完納しておかなければならぬ。なお、高等学校以下の在学生については5名までのエントリーのうえ、試合に出場できることとし、登録人員の数を制限しない。

第7条 登録人員は、監督1名、主将1名、チーム代表者1名、運営委員1名、並びに3級審判員1名以上4級審判員2名以上、及び選手とし、兼務を認め、登録人員の数を制限しない。

## 第3章 運営

第8条 本リーグの運営は、各チームの運営委員により、リーグ運営委員会を構成し運営するものとし、その詳細については、「岡山サッカーリーグ運営規程」に定める。

第9条 リーグ運営委員会は、リーグ開始前の適当な時期に日程及び競技場等を決定する。

第10条 競技場は岡山県内各会場とする。

## 第4章 リーグの構成

第11条 リーグの編成は、県リーグ及び備前地区リーグ、備中地区リーグ、美作地区リーグに分け、各リーグ毎に成績を競う。新規加盟チームは、地区リーグに所属する。

## 第5章 会計

第12条 参加加盟チームは、リーグ加盟料として1チーム当たり、下記費用を納入する。

1. 会場借入料
2. 競技用具費
3. 審判料
4. 運営費
5. 事務費

## 第6章 成績及び表彰

第13条 リーグの成績は、勝点により競うものとし、試合勝者は3点、敗者は0点とし、引き分け試合は、双方のチームに各1点を与える。シーズン終了後、各チームの勝点を集計し各リーグ毎に順位を定める。勝点同数の場合の順位決定は、次の順序により算定する。

- ①得失点差
  - ②総得点
  - ③当該チームの対戦成績
  - ④抽選
- 直上リーグと直下リーグとの入替方式の詳細は、別途定める。

第14条 一般財団法人岡山県サッカー協会は、県リーグ1部、2部の優勝チーム、準優勝チーム及び、備前、備中、美作地区リーグの1部の優勝チーム、準優勝チームに賞状を贈る。山陽新聞社は、県リーグ1部、2部の優勝チーム、及び、備前、備中、美作地区リーグの1部の優勝チームに楯を贈る。又、備前、備中、美作地区リーグの優秀選手にメダルを贈る。岡山社会人サッカー連盟は、県リーグ1部、2部の優勝チーム、及び、備前、備中、美作地区リーグの1部の優勝チームにトロフィーを、又、優勝チームのトロフィー返還時にレプリカを贈る。

## 第7章 その他

第15条 日程の途中に正当な理由なく無断で欠場（試合当日を含め、7日前迄に相手チーム、審判員及びリーグの運営委員会に通知しなかった場合を含む）したチームは、下記のとおりとする。

1. 当該チームが当該年度の岡山サッカーリーグに継続して参加できない場合、成績については公平を期するため、当該チームとの対戦は抹消する。
2. 当該チームが当該年度の岡山サッカーリーグに継続して参加する場合、記録は、0-3の敗戦とする。  
ただし、最終的な処分については、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

第16条 上部大会への参加資格は、本リーグの成績を基礎に、次に選考する。

1. 中国地域県リーグ決勝大会は、前年度リーグ終了後、その成績を基に選考することを原則とする。

- 日本国籍を有しない選手の登録は5人まで認め、3人まで同時に試合に出場できる。上記の制限人数以上の登録で試合に出場するチームは準加盟登録チームとなり、国体予選以外の県内大会には出場できるが、地域大会以上の上部大会に繋がる大会には出場できない。

## 第8章 懲罰

第17条 懲罰に関しては、公益財団法人日本サッカー協会制定の懲罰に関する規定に準ずるものとし、定めのない事項は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

## 第9章 補則

第18条 本規約に定めのない事項は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

第19条 本規約の改廃は、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

(附 則) 本規約は、昭和49年3月2日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和 6年6月1日一部改正